

「三重県広域受援計画」平成31年（2019年）3月修正の概要

本県では、南海トラフ地震等の大規模災害時に、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国、他県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげることを目的に、平成30年（2018年）3月、「三重県広域受援計画」を策定し、受援体制の整備を進めているところです。

このたび、本年度（平成30年度（2018年度））発生した災害の教訓等を反映し、当該計画の充実を図る必要が生じたので、以下のとおり修正を行いました。

1 「第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画」の主な修正点

（1）平成30年7月豪雨の被災自治体への応援活動を通じて得た教訓等の反映

- ①受け入れた応援職員に対して、応急対応や復旧・復興のフェーズ（局面）に応じて業務内容を明確に示すことや、適材適所の配置となるよう調整を行うことを反映しました。
- ②応援職員の業務が円滑に引き継がれ、切れ目のない活動となるよう、引き継ぎ期間の拡充や、全体の半数を残しての交代などについて、応援自治体等と調整を行うことを反映しました。
- ③応援職員との情報共有について、応援職員に対して災害対策本部員会議への参加を求めるほか、定期的な情報共有・調整会議を開催することや、応援職員に提供する業務スペースは、原則、情報が集まる災害対策本部のオペレーションルーム内に確保することを反映しました。
- ④応援職員の活動に必要な資機材は、原則、応援自治体側での準備を求めることを明確に伝えるとともに、受入れ側で準備できる資機材については、事前に応援自治体側と調整するため、あらかじめリストアップをしておくことを反映します。また、応援職員の宿泊所についても、応援自治体側での対応を求めることを基本としますが、必要に応じて情報提供を行うことを反映しました。

（2）平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震における総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」の適用事例の反映

- ①北海道胆振東部地震において、一つの被災自治体に対して、複数の県が対口支援団体として応援活動を実施した（必ずしも一対一の支援に限らない）事例を反映しました。
- ②当該システムにより派遣された応援職員が従事した業務内容のうち、主に避難所の運営及び罹災証明書の交付等の事例を反映しました。

③被災自治体の首長の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員（^{ギャドム}GADM）の事例を反映しました。

④一般事務職員にかかる要請について、対口支援団体が決定している場合、被災市町は被災県を經由せず同団体に対して直接要請を行った事例を反映しました。

（3）平成29年7月九州北部豪雨や平成30年7月豪雨で適用された総務省の「中長期の人的支援スキーム」の反映（新設）

（4）全国知事会の「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」の見直し内容の反映（新設）

2 「第2章 緊急輸送ルートに関する計画」の主な修正点

（1）三重県営サンアリーナ、伊勢志摩拠点への進入ルートの啓開にかかる加筆修正
救助活動拠点、SCU、広域物資輸送拠点（県物資拠点）として指定している三重県営サンアリーナ、伊勢志摩拠点への進入ルートは、津波浸水等により通行不可となることが懸念され、また、代替ルートも設定できない区域であることから、道路管理者間で情報共有や連携を密にして、最優先で道路啓開を行う旨を加筆しました。

3 その他の修正

（1）一部市町の拠点の変更等にかかる修正

（2）緊急輸送ルートの変更等にかかる修正

（3）文言修正、時点修正等